

東京未来大学における研究データの保存等に関する指針

平成30年9月1日 制定

内規第 22号

1. 趣旨

この指針は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)及び「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(平成27年12月16日制定(以下「規程」という。))第3条第3項の規定により、東京未来大学において保存又は開示する研究データの内容、保存方法、保存期間、開示方法等に関し必要な事項を定める。

2. 定義

(1) この指針において「研究データ」とは、研究活動に伴い発生し、又は使用する次に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。

ア 文書(実験ノート等を含む。)、数値データ、画像等の資料

イ 実験試料、標本等の試料

ウ 模型及び装置

(2) この指針において「研究者等」とは、規程第2条第2号に規定する研究者等をいう。

3. 研究データの保存及び管理

(1) 研究者等は、自らが作成又は取得した研究データについて、適切に保存しなければならない。

(2) 実験、観察等の研究活動において、その過程を実験ノート等に記録するものとする。
この場合において、実験等の操作のログやデータ取得の条件等、事後の利用及び検証が可能となる十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

(3) 実験ノート等は、研究活動の記録として適切に保存しなければならない。

(4) 論文、報告等研究成果発表の基となった資料及び試料は、事後に利用及び検証できるよう適正に保存しなければならない。この場合において、当該資料及び試料の検索及び参照が可能となるよう、留意するものとする。

(5) 研究者等は、論文を発表したとき又は研究が終了したときのいずれかの早い時期において、論文の名称又は研究名、当該論文の発表日又は研究終了日、関係する研究データの名称、内容詳細及び当該研究データの保存場所等を明記したデータ管理簿(別紙様式1)を作成しなければならない。

4. 研究データの保存期間

(1) 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原

則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。なお、その他紙媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましい。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。

- (2) 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- (3) 本指針は、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、本指針に定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 論文等研究成果の発表の根拠とはならなかったデータや、使用する予定のないデータ等については、研究者、研究責任者及び部局長等が必要に応じ、保存期間を判断するものとする。
- (5) 本指針に定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

5. 研究データの保存確認

- (1) 研究者等は、別に定めた日までに、3（5）により作成した前年度中のデータ管理簿を研究倫理・不正防止委員会に提出しなければならない。
- (2) 研究倫理・不正防止委員会は提出されたデータ管理簿のうちから、規程及び前記3に基づき研究データの保存が適切になされているか、毎年一定数を抽出のうえ、保存方法及び保存期間についての確認を行う。

6. 退職等の取扱い

- (1) 研究者等が退職、他機関への異動等（以下「退職等」という。）した場合は、当該研究室等の代表者等が、当該研究者の研究活動に係る資料のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保存する、所在を確認の上追跡可能とする等適切に保存しなければならない。
- (2) 研究室等の代表者等が退職等した場合は、部局長が、前各号に準じた取扱いをするものとする。

7. 開示

研究者等及び当該研究室等の代表者等は、規程第19条に規定する調査委員会から研究データの開示を求められた場合は、必要に応じ、研究データを開示しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

8. その他

- (1) 研究データのうち、取扱いに法的規制があるもの、倫理上の配慮を必要とするもの等は、その適用される法令等に基づき、取扱わなければならない。
 - (2) 研究成果物は、競争的資金等を配分する機関の定めるところにより、取扱わなければならない。
9. この指針の改廃は、研究倫理・不正防止委員会及び全学教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この指針は、平成30年9月1日から施行する。

